

旅客営業規則の一部改正について（2020 年 11 月 10 日九州旅客鉄道株式会社公告第 10 号）
（Aシートに対する指定席設定に伴う改正）

現 行	改 正
第 3 章 旅客運賃・料金 （中略） 第11節 座席指定料金 （中略） （大人座席指定料金の特定） 第139条の 3 第62条の規定によつて発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。 (1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。 (2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。 (3) 西日本旅客鉄道会社線 <u>及び四国旅客鉄道会社線</u>内の別に定める列車に対して発売する場合は、330円とする。 (4) 九州旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。 (5) 前各号以外で、第57条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き330円とする。 （以下略）	第 3 章 旅客運賃・料金 （中略） 第11節 座席指定料金 （中略） （大人座席指定料金の特定） 第139条の 3 第62条の規定によつて発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。 (1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。 (2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。 (3) 西日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>840円</u>とする。 (4) 九州旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840円とする。 (5) 前各号以外で、第57条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き330円とする。 （以下略）